

2018年度版

# 「学術手話通訳に対応した 通訳者の養成」事業

手話サポーター養成プロジェクト

手話のチカラを  
活かすために



「手話」を表現している  
ぐんまちゃん



# もくじ

## Contents

本事業がめざすこと	01
群馬大学長あいさつ	02
群馬県知事あいさつ・日本財団あいさつ	03
日本手話とは…?	04
「手話通訳者」になるまでのフローチャート	06
群馬大学における手話サポーター養成カリキュラム	07
1年生の講義	08
2年生の講義	09
スタッフ紹介 (手話サポーター養成プロジェクト室)	10 ~ 13
(障害学生サポートルーム・学生支援課)	14
(客員教授・非常勤講師)	15
おわりに	16



教育学部 障害児教育講座  
**金澤 貴之**

現在、障害のある方々の大学進学が進む中で、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が平成28年4月に施行されたことにより、障害のある学生のニーズに応じた支援が法的に義務付けられ、支援体制の整備が全国的に急ピッチで進められています。特に聴覚障害のある学生の場合、大学の活動の核となる「授業」の音声情報そのものへのアクセスが困難な障害であるために、情報アクセシビリティの確保は大きな課題となっています。そしてその具体的な支援方法（情報保障）に関しては、パソコン等で音声を文字に変換して提示をするという、文字通訳による支援が、ようやく近年になり、全国的に徐々に普及しつつある状況です。しかしながら、聴覚障害学生の中でも、聾学校等で手話を身につけた聾学生にとっては、手話こそが母語であり、躍動感あふれる自然言語である手話による通訳での情報保障については、学生を手話通訳者として養成することが困難であることや、地域の手話通訳者が必ずしも学術的な内容の手話通訳に長けているわけではないことなどから、残念ながらまだまだ普及が進んでいないのが現状です。

そのような状況にありながらも、国立大学法人群馬大学では、聴覚障害学生の手話通訳ニーズに対応した支援を実施すべく、全国に先駆けて手話通訳による情報保障の体制整備を進めてまいりました。平成16年度に教育学部で聴覚障害学生への情報保障のために手話通訳者を全国で初めて職員採用したことに始まり、平成17年度には手話通訳技術のある職員採用を含む、障害学生支援に関する学内規定を全学的に整備し、そして現在、障害学生サポートルームには手話通訳技術のある職員と、聴覚障害当事者である職員が常駐し、群馬県内で活躍する手話通訳者の方々のご協力をいただきながら、手話通訳ニーズのある聴覚障害への情報保障に積極的に取り組んで、今日に至っております。

一方、群馬県は平成27年3月に全国の都道府県で3番目に手話言語条例を制定し、かつ、同年12月に前橋市でも同条例が制定されたことで、全国で初めて県と市の双方で同条例を制定した県となりました。さらには平成30年11月現在14ヶ所の市町村でも同条例が制定され、今や全国屈指の手話言語条例制定県となっております。また、その県条例においては聴覚障害児を対象とする学校における乳幼児期からの手話環境の整備等が記され、市町村条例においても学校における手話による支援が記されている自治体もあります。そうした自治体の動き対して、教員養成を行う機関である本学とし、ましても、広く学生に手話についての知識と技術を教授していくとともに、特に特別支援学校教員を目指す学生には教育現場で活用できる確かな手話の技術の習得が求められているところです。

以上のことを背景とし、昨年度から群馬大学では、日本財団から助成を受け、群馬県との共同事業として、本事業に着手いたしました。本事業では、主として以下の4点について実施することで、自治体が制定した手話言語条例への学術機関としての貢献として、手話通訳者の養成、技術の質の向上を図るとともに、高等教育機関における聴覚障害学生の手話通訳ニーズへの対応の充実を目指してまいりました。

- 1) 学部1年生向けの手話習得のための講義の大幅な新規開設
- 2) 2年生～3年生対象に、手話通訳技術を身につけるための講義を開設（厚生労働省のカリキュラムに準拠）
- 3) 本講座修了の学生は、「手話サポーター」として聴覚障害学生の支援者として活動
- 4) 地域の手話通訳者向けの学術手話通訳養成研修講座を開講

さらに今年度はスタッフを補強し、手話指導および手話通訳養成のテキスト・カリキュラムの開発も進めております。

皆様方からのご指導、ご鞭撻、そしてご支援のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。



群馬大学長  
**平塚浩士**  
*Hiroshi Hiratsuka*

群馬大学は、全国的にみても障害のある学生への支援体制が必ずしも十分ではなかった時代から、先駆的に障害学生支援に取り組んできた大学の1つです。特に、平成17年度に「群馬大学障害学生修学支援実施要項」を制定し、それまで各学部で個別に行っていた障害のある学生への支援を全学的に統一するとともに、専門支援者を職員として雇用することを明文化したことは大きな一歩となりました。このことにより、手話通訳を必要とする聴覚障害学生に対しては、専門的な手話通訳技術を持つ職員を採用する取り組みが全学的に始まり、この取り組みは全国的に注目されることとなりました。平成22年度からは、障害学生支援室を全学組織化し、その意思決定のもと、障害学生サポートルームの職員が日々、障害のある学生の支援にあたっています。

このように、聴覚障害当事者の職員と手話通訳技術を持つ職員が常駐していることで、他の学生と同様に聴覚に障害のある学生が安心して勉学に取り組むことができる環境を充実させていくことは、共生社会を大学の中で実現させていく上で非常に大切なことだと考えております。

平成29年度からは、群馬県との共同事業として、日本財団助成「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」事業を開始いたしました。順調に1年目を終え、現在2年目を迎えております。この事業を通じて、聴覚に障害のある学生が育つと同時に、手話通訳技術をもつ学生も育成され、さらに地域の手話通訳者の研修の機会が広がることを期待しています。



群馬県知事  
**大澤 正明**  
Masaaki Osawa

群馬県では、平成27年4月に「群馬県手話言語条例」を施行し、ろう者とろう者以外の者がお互いを尊重し合い、共生する社会の実現を目指して取り組んでいます。また、平成28年10月には、条例の趣旨を踏まえて「群馬県手話施策実施計画」を策定し、手話の普及啓発を推進しています。

こうした取組に加えて、ろう者が自ら希望する分野において社会参加を進め、自分らしく生活するためには、高等教育機関などで「手話で学ぶ」環境を整備していくことも必要です。このため群馬県では、平成29年度から群馬大学と共同して、学術分野に対応した手話通訳者の養成に取り組んでおり、手話通訳者の質の向上を図ることによって、共生社会の実現をさらに進めてまいりたいと考えています。

学術機関として培われた群馬大学の強みが、ろう者支援のために大いに発揮されますとともに、本事業により養成した「学術手話通訳に対応した通訳者」が多くの場で活躍することを期待し、挨拶とします。



日本財団 ソーシャルイノベーション本部  
特定事業部 部長 公益事業部 部長（兼）

**石井 靖乃**  
Yasunobu Ishii

AI（人工知能）の進歩には目覚ましいものがあり、毎日のようにAIという言葉を見たり聞いたりします。そんな中、「AIを活用しロボットが手話通訳！」といった報道に接することもあります。技術の進歩は大変素晴らしいことですが、実用化の目処の立っていない、限られた環境下での実験結果に浮かれてしまう風潮には大いに注意が必要だと考えています。

一方、2014年1月に日本も批准した国連障害者権利条約第9条2(e)では「(人間の)プロフェッショナルの手話通訳者」の提供を締約国に求めています。

群馬大学が実施する本事業は、国連障害者権利条約締約国であるわが国が、プロフェッショナルの手話通訳者を育成し、通訳サービスを提供していくための大切なステップです。

私たち日本財団は、本事業が国際的な「約束」である条約を履行するための極めて重要な取り組みであると認識し、その責任の一端を担う気概をもって支援しています。

# 日本手話とは…?

「手話」とは、耳が聞こえない「ろう者」同士が用いている視覚言語です。そして音声言語が国によって異なり、日本語、フランス語、中国語などがあるように、手話もまた国によって異なり、日本手話、フランス手話、中国手話などがあります。

日本のろう者が、ろう者同士で話す時に用いる日本手話は、音声日本語とは同期せず、語順も異なります。例えば「何?」「どこ?」などの疑問詞は日本手話では文末に置かれます。



## いつ運動会をやるのですか?



運動



会



やる



いつ

動画はこちらからご覧いただけます▶▶▶  
<https://youtu.be/Fm2wqg8obVY>





さらに、手話は手だけで表現されるものではなく、眉や顎、目線の動きや口形などが文法的な機能を果たすことも近年になって明らかにされてきています。



## もしも雨が降ったら、運動会は延期になります。



雨（眉上げ）



うなずき



運動



会



延期



動画はこちらからご覧いただけます ▶▶▶  
<https://youtu.be/BDFJz0-39eA>



つまり、音声言語と同様に、完成された統語構造をもつ独立した言語であることが、現在は様々な学問的知見によって示されています。

しかしながらその一方で、手話は長い歴史の中で誤解され続けてきました。聴覚障害児教育の歴史の中では、「身振りのようなもの」であり、「不完全なもの」だと言われ続けてきました。また現在でも、多くの人たちの間では、音声言語に手話単語をつけて話すものが手話であると誤解され続けています。

日本手話が、日本のろう者で用いられている自然言語である以上は、手話を学ぶ際には、英語や他の外国語を学ぶのと同様に、文法の理解も必要ですし、言語習得理論に則った会話の学習も重要になります。だからこそ、学術機関である大学で、手話言語学等の学術的成果を踏まえた授業および体系立てたカリキュラムを用意する必要があると考えています。

# 「手話通訳者」になるまでのフローチャート

## 手話奉仕員 養成講座

意思疎通支援事業の一つであり、市町村の必須事業でもある。  
手話のできる者（手話奉仕員）を養成する事業であり、住民が手話を本格的に学ぶための講座。  
厚生労働省認可のカリキュラムに則って実施される。  
入門課程と基礎課程があり、これらを修了することで、都道府県等が実施している手話通訳者養成講座を受けることができる。

- 入門課程（1年）
- 基礎課程（1年）

【市町村必須事業】

## 手話通訳者 養成講座

意思疎通支援事業の一つであり、県及び政令指定都市、中核市の必須事業。  
「手話通訳」の技術を有する「手話通訳者」を養成する事業である。受講条件が、手話奉仕員養成講座を修了した者、ろう者との手話での会話が可能な者としている。  
厚生労働省認可のカリキュラムがあり、基本課程、応用課程、実践課程すべての課程を修了した者が、手話通訳者となるための試験を受けることができる。

- 基本課程（1年）
- 応用課程（1年）
- 実践課程（1年）

【都道府県、政令指定都市、中核市の必須事業】

手話通訳者全国統一試験受験資格

## 手話通訳者 試験

手話通訳者になるための試験について、群馬県では下記のとおり実施している。

### ・手話通訳者全国統一試験

社会福祉法人全国手話研修センター主催の全国共通の試験。毎年12月に実施。  
群馬県内で受験する場合、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザにて実施。

### ・群馬県手話通訳者認定試験

群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザで実施している試験。  
手話通訳者全国統一試験に合格した者が受験する。

全国手話通訳者統一試験が一次試とすると、この試験は二次試験に相当する。

統一試験および認定試験両方を合格した場合、群馬県知事の認定を受けて「手話通訳者」として活動することができる。

※手話を学び始めてから手話通訳者養成カリキュラム修了まで、最短で5年。  
しかし、手話通訳者試験に合格できる者は、極めて少ない。

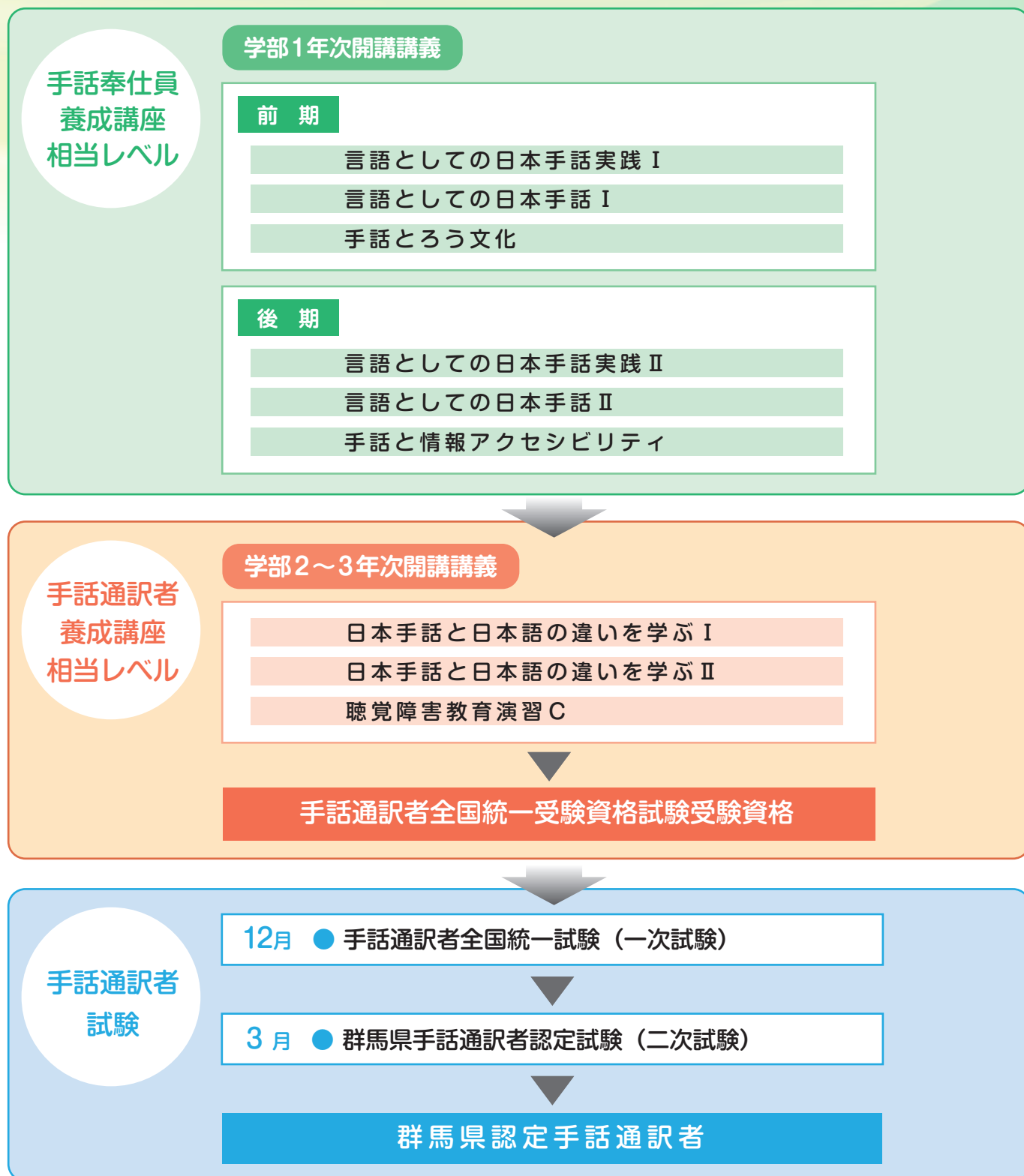
12月 ● 手話通訳者全国統一試験（一次試験）

3月 ● 群馬県手話通訳者認定試験（二次試験）

群馬県認定手話通訳者



# 群馬大学における手話サポーター養成カリキュラム



〈参考〉

## ※手話通訳士とは？

- ・厚生労働大臣認定の資格であり、毎年10月に手話通訳士試験が実施される。  
（実施主体：社会福祉法人聴力障害者情報文化センター）
- ・合格者は「手話通訳士」として、手話通訳の活動を行うことができる。
- ・手話通訳者と違って裁判、政見放送等の手話通訳活動が可能である。
- ・群馬県では知事の認定を受けなければ活動はできない。

# 1年生の講義

受講生約 20 名 × 2 クラス



受講生約 100 名



\*手話を第一言語とするろう者が持つ文化

# 2年生の講義と1週間のスケジュール

受講生約20名

講義名「日本手話と日本語の違いを学ぶⅠ」（手話通訳者養成基本コース相当）

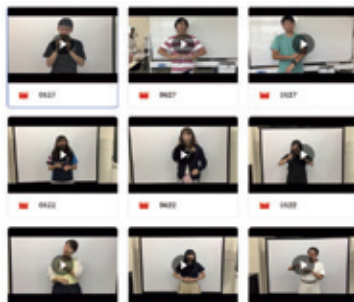
前の週の課題の確認をしながら、通訳技術を学んでいます。



2人ペアになって手話の動画を撮影し合っ、気づいたことをコメント。  
「“頷き”のタイミングが上手！」等、相手の良いところを見つけます。

	月	火	水	木	金	土日
第1週				講義日	課題提出①	課題の練習
第2週	課題提出②		課題提出③	講義日		

課題の多くは音声聞いて手話を出する、「聞き取り通訳」。  
課題は、クラウド上で管理。  
週3回の課題をこなすことで、2日に1回、手話に触れる時間を確保できます。  
最初は恥ずかしがっていても、ビデオ撮影にだんだん慣れてきます。



撮影中。  
順番待ちの人が後ろで練習をしています。



動画を見ながら手話の練習中。  
ときには和気あいあいとおしゃべりも。



# スタッフ紹介

## 手話サポーター養成プロジェクト室



群馬大学 教育学部障害児教育講座 教授  
本プロジェクトリーダー

### 金澤 貴之

学部生の頃、教育実習で当時東京で唯一手話を幼児期から用いていた聾学校に配属されたことをきっかけに、「手話を覚えなくても聾学校の教員になれる」という大学での教育のあり方に疑問を感じ、「なぜ、聾学校で手話が使われてこなかったのか?」という疑問を持って、聾教育の社会学的研究に取り組み始めました。聾学校での手話の位置づけについて、修士論文のテーマとして取り組む一方で、初めて出会った同年代の聾の大学院生から、「聾教育の研究をしているのに、手話もできないの?」と怒られつつ、聾の方々とのつきあいの中で、手話を学んでいきました。

その後、聴覚障害のある学生が群馬大学教育学部に入学したこと、そしてその翌年には手話通訳を求める聾学生が入学したことで、大学として聾学生の情報保障にどう応えるか、特に手話通訳ニーズにどう応えるかが、自分にとってライフワークの1つになっていきました。そして1つ1つの課題をクリアしつつたどり着いた答は、大学が聾学生にとって真にインクルーシブな場となるためには、究極的には、プロに授業の手話通訳をお願いするだけではなく、大学全体に手話が広がり、共に学ぶ学生たちみんなが手話で話せるような環境を実現させなければならない、ということです。

そして今年度、ようやくその第一歩を踏み出すことができました。

群馬大学に手話の花が咲き、それが広がっていくことを、ぜひみなさま、暖かく見守っていただき、そして応援していただけたらと願っております。

#### PROFILE

東京学芸大学を卒業、同大学院修士課程を修了し、筑波大学大学院博士課程を中退。

筑波大学文部技官、助手を経て、2000年4月から、群馬大学教育学部障害児教育講座に講師として着任。現在、同大学教授。「聾教育における手話の導入過程に関する一研究」で2013年3月博士（教育学）取得。

以後、群馬県手話言語条例（案）研究会委員（座長代理）（2014年度）、前橋市手話言語条例制定研究会アドバイザー、同意見交換会委員（2015年度）、群馬県手話施策推進協議会委員 副会長（2015年度～）等、群馬県内外の自治体の手話言語に関する施策推進に大きく寄与。

日本高等教育聴覚障害学生支援ネットワーク（PEPNet-Japan）設立時の2004年度から運営委員として、全国の聴覚障害学生支援の体制整備に尽力。

#### 主な著書

編著『聾教育の脱構築』（明石書店、2001年）

編著『一歩進んだ聴覚障害学生支援——組織で支える』（生活書院、2010年）

単著『手話の社会学——教育現場への手話導入における当事者性をめぐって』（生活書院、2013年）



群馬大学 大学教育・学生支援機構  
学生支援センター 助教

## 二神 麗子

ろう者は音声日本語とは異なる、日本手話という言語の中で生きています。しかし、私を含む、耳の聞こえる人は、「日本人は全員、日本語を話す」と信じて疑わないため、見た目は日本人でも異なる言語（＝日本手話）を話すろう者に会うと、最初は戸惑ってしまうと思います。でも、ろう者も私たちと同じものを見て、手話という言葉を紹介して感動を共有することができるのです。

みなさんも私と同じように、手話という言語に触れることで、これまで知らなかったろう者の世界や相手と心を通わせること、コミュニケーションの大切さ、尊さを改めて知ることができると思います。さらに、本学で手話通訳を学び、実践することで、あなたは異なる世界の橋渡しの役割を担うことになります。それは、障害の有無によって様々なことが左右されない、差別されない平等な社会を築くための、小さな、けれどもとても大きな意味のある一歩になることでしょう。

### PROFILE

日本社会事業大学社会福祉学部卒業、群馬大学大学院修士課程教育学研究科を修了し、現在、群馬大学 学生支援センター助教および東京未来大学非常勤講師。大学勤務の傍、立命館大学博士後期課程先端総合学術研究科に在学し、日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会の全国聴覚障害者相談支援事業聴覚サポート「なかま」によるろう学校へのスクールソーシャルワーカーも務める。社会福祉士・手話通訳士。専門は社会福祉、聴覚障害ソーシャルワーク、障害者政策。研究テーマは手話言語条例制定および施策実施における当事者関与のあり方。本事業は、群馬県手話言語条例制定を受けて、県内の学術機関である群馬大学が担う事業でもあるため、関係諸機関との調整役を主担当。



群馬大学 大学教育・学生支援機構  
学生支援センター 産学官連携研究員

## 川端 伸哉

聞こえる人が音のない世界を「知る」ことは、未知の世界に足を踏み入れることと同じなのだと思います。それは、宇宙なのかもしれないし、銀河なのかもしれない。それは、単なる空想の世界であって、実は身近に存在しているのです。同時にその世界を「知る」ことで、これまで見えなかったものが見えるようになるかもしれません。私は生まれた時から、ずっと音のない世界の住人です。音のある世界を身近に感じるたびに、未だに驚きと発見があります。音のある方向に何があるのか。それを見つけるたびに、パンドラの箱を開けたような気持ちになります。そこには、音を教えてくれる人がいたからこそ、その箱を開けることができ、そのたびに人の繋がりを感じます。

手話というのは、音はないけれど、実は言語なのです。しかし、長い間言葉としてみなされず、様々な障壁、偏見がありました。それでも先人のろう者たちが大事に手話を守り抜いてきたからこそ、今やっと、手話が言語であることが認められたのです。群馬大学から「手話チカラ」の発信！ともに「手話チカラ」を育て、日本にあるもうひとつの言語、「日本手話」を身につけてみよう！きっと、あなたの概念が大きく変わることでしょう。そう、「日本手話」は素晴らしい言語なのだから。

### PROFILE

つくば国際大学産業社会学部社会福祉学科卒業（上野益雄研究室）。日本社会事業大学大学院博士前期課程社会福祉研究科修了後、日本社会事業大学非常勤講師を経て、現在、群馬大学 学生支援センター産学官連携研究員および群馬大学非常勤講師。日本で初めて、日本手話（動画）で修士論文を提出。専門はLGBT、社会福祉、日本手話。群馬大学では、聾者による直接教授法による日本手話の指導を主担当。

# スタッフ紹介

## 手話サポーター養成プロジェクト室



群馬大学 大学教育・学生支援機構  
学生支援センター 産学官連携研究員

### 能美由希子

大学入学時、同期に聴覚障害学生が居たという偶然で、手話と出会いました。「手話ってかっこいいし楽しい!」と感じ、より多く手話に触れたいくなり、ろう者の集まりと聞けば国内外問わず出向いてきました。

スタートは、そんな「楽しい」という気持ち1つでしたが、ある時手話通訳の世界に踏み入れる決意をしました。あるろう者から「聞こえる人はいつでも手話をやめられるけれど、聞こえない私たちは聞こえる人と関わらずには生きていけない」と言われたことがきっかけです。楽しいだけではなく、ろう者とともに生きていこうと思い、より深くこの世界に関わるようになりました。

通訳の資格取得以降は、必要とあらばありとあらゆる現場に出向いて、手話通訳・要約筆記を行っています。通訳の立場だからこそ得られる、ろう者や通訳仲間からの優しさと厳しさに支えられながら、その奥深さに日々惹きつけられるばかりです。

私は手話が好きです。手話通訳が好きです。妊娠・出産で一時期は離れてしまいましたが、それでも快く出迎えてくれるろう者や通訳仲間を支えられて、再び手話や手話通訳の世界にどっぷり浸かっています。

この事業を通して、手話を楽しめる仲間の輪を、手話通訳の苦楽を共にできる通訳仲間の輪を、少しずつでも着実に広げていきたいです。

### PROFILE

筑波大学第二学群人間学類卒業、筑波大学大学院博士後期課程人間総合科学研究科単位取得満期退学。大学院在籍中より、つくば市特別支援教育支援員、茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」手話通訳コーディネータとして勤務。現在、群馬大学 学生支援センター産学官連携研究員および長野大学社会福祉学部非常勤講師。手話通訳士・要約筆記者。

専門は教育現場における情報保障で、住友生命(株)未来を強くする子育てプロジェクト第7回女性研究者奨励賞を受賞。本事業では、手話通訳養成にかかる指導法および教材の開発と研究を主担当。



群馬大学 大学教育・学生支援機構  
学生支援センター 産学官連携研究員

### 下島 恭子

群馬大学大学院受験の際、聞こえる学生と同等の学ぶ権利を享受したいと日本手話による講義保障を申し出たところ、大学側で手話通訳が用意され、講義やゼミでは同時性の高い情報保障を受けながらの授業参加が叶いました。それから、はや15年。現在、高等教育機関で学ぼう・難聴学生は増え、それに伴い講義の通訳者は専門の知識を有し学術用語に対応した通訳技術が求められるようになっていきます。

大学で学問の知識を吸収し、自分の力を高めたいと願っているろう・難聴学生の学習環境を支えられる通訳が用意されることは、学生の貴重なポテンシャルを引き上げる(生かす)ためにも早急な課題だと思います。

また、聞こえる学生も言語としての日本手話を学ぶ中で「ろう文化」と出会うでしょう。異なる文化を通して新しい観点を捉え、この社会の在りようを見つめ、共に考えていくことができたらと願っています。

### PROFILE

女子美術大学卒業後、群馬県聴覚障害者情報提供施設コミュニケーションプラザ聴覚障害者相談員を経て、群馬大学大学院教育学障害教育専攻修了。修士論文のテーマは「日本手話による教員からろう児への語りかけに関する一考察～うなずきの機能に着目して～」。

ろう・難聴児のためのフリースクール「群馬デフフリースクールココロ」を設立。群馬初の聴覚障害児に特化した放課後等デイサービス聴覚障害児児童クラブきらきらで管理者兼児童発達支援管理責任者を2年間務める。

前橋国際大学非常勤講師・地域の手話奉仕員養成講座講師、県通訳者養成講座講師、PEPNet-Japan第二事業手話通訳分析メンバーを経験。



群馬大学 教育学部  
研究員

## 甲斐 更紗

手話が皆さんにとっての心の拠り所でありますように。多くの方々が様々な面での手話アクセシビリティ向上における一翼を担う存在になれることを心から願っています。

私自身、ろう者（聴覚障害者）で、ろう学校（現在の聴覚特別支援学校）出身で、大学のときにノートテイクや手話通訳で授業を受け、大学院のとき、手話話者である指導教官と出会い、手話で直接指導が受けられた修士・博士課程は「手話で学ぶ、手話で議論する、手話で語り合う」ことが保障されたアカデミック的に貴重な時間でした。そのような経験があるからこそ、高等教育は障害学生にとっては知を深めてくれるものであり、知によって不公平さ、世の中の不条理を越えられる、考えることや語り合うことは生きる力になると考えています。それを支えるのは手話による直接的な対話、手話アクセシビリティや学術手話通訳による合理的配慮とかそういったものだ。

そして、私が大学生の時、手話や聞こえない・聞こえにくい自分を否定的に捉える仲間たち、コミュニケーションの制約を受けたため十分にこころが育ってきたとはいえない方々と出会ってきました。彼等の悲惨なこころの傷と向き合う中で、心理療法、心理アセスメントなどが音声を媒介としたものであるため、彼等が心理臨床の対象から除外されてきたという現状に愕然とし、彼等への手話による心理臨床分野へのエンロールメントマネジメントに取り組むようになりました。手話で学べる、手話で生きる、手話で仕事ができるという取り組みが大きく広がっていくことを願ってやみません。

PROFILE

多摩美術大学美術学部卒業。兵庫教育大学大学院修士課程・博士課程修了。博士（学校教育学）。鹿児島大学教育学部コーチング研究員、国立障害者リハビリテーションセンター研究所流動研究員、立命館大学生存学創成拠点ポスドクフェロー、九州大学基幹教育院特任助教を経て、現在は群馬大学教育学部研究員。臨床心理士、精神保健福祉士。その傍ら、10年間聴覚障害者情報提供施設で心理相談員、5年ほどろう学校のスクールカウンセラーに携わってきた。専門は臨床心理学、障害学生支援。主な業績として、『聴覚障害児の学習と指導 発達と心理学的基礎』（共著、2018年）、『聴覚障害学生の意思表示支援のためにー合理的配慮につなげる支援のあり方ー』（共著、2017年）、『聴覚障害者の心理臨床2』（共著、2008年）など。



群馬大学 大学教育・学生支援機構  
学生支援センター 技術補佐員

## 深澤 昌子

PROFILE

専門学校教員を経て現職。

2013年群馬大学大学院保健学研究科博士後期課程リハビリテーション領域を満期取得退学後、2016年4月博士（保健学）取得。

社会福祉士、介護支援専門員、健康運動指導士。当プロジェクトの連絡調整、文書作成の仕事を行っています。



# スタッフ紹介

障害学生サポートルーム・学生支援課・客員教授・非常勤講師

## 障害学生サポートルーム



障害学生サポートルーム 専門支援者

古川 香

### PROFILE

群馬大学特別支援教育特別専攻科修了後、香港中文大学に留学し、手話言語学などを2年間学ぶ。2012年に帰国し、現職に就く。情報保障コーディネーター（手話通訳・パソコンテイク）の仕事を行い、聴覚障害学生が円滑に修学できるよう、相談や支援を行っています。



障害学生サポートルーム 専門支援者

秋山 紗恵



## 学生支援課

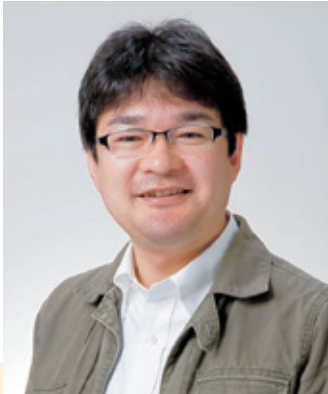
手話サポーター養成プロジェクトの事務的サポートを行っています。

（左から）宇敷（学生支援係員）、青木（課長）、西川（学生支援係長）、湯本（副課長）





## 客員教授紹介



金沢大学  
人間社会研究域学校教育系  
教授

**武居 渡**

担当授業  
「聴覚障害指導法」



大阪大学  
キャンパスライフ健康支援センター  
相談支援部門 講師

**中野 聡子**

担当授業  
「聴覚障害教育演習C」

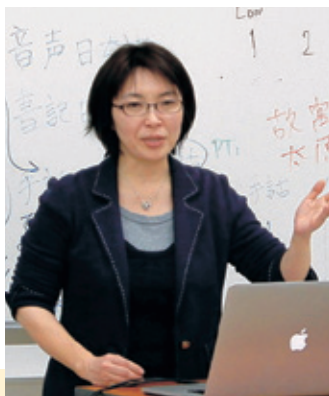


筑波技術大学  
障害者高等教育研究支援センター  
准教授

**白澤 麻弓**

担当授業  
「聴覚障害教育演習C」

## 非常勤講師紹介



国立障害者リハビリテーションセンター学院  
手話通訳学科 元教官

**宮原麻衣子**

担当授業  
「聴覚障害教育演習C」



宮城教育大学 教育学部特別支援  
教育教員養成課程 准教授

**松崎 丈**

担当授業  
「聴覚障害児の心理」



群馬大学理事（教育・企画）  
副学長

窪 田 健 二

我が国においても、平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されることとなり、大学は障害のある学生をしっかりとサポートしていく役割をもつこととなりました。群馬大学においても、障害のある学生に対する対応要領の策定、合理的配慮の提供についての周知に努めてきたところであります。視覚障害や聴覚障害などのほかに、全国的な傾向としても特に、発達障害のある学生が増えてきているという状況があります。なかなか外見だけでは分からないということから、各大学でも対応に苦慮しているようですが、このような学生への対応も今後の大切な課題であると考えています。

最近色々な場面で「ダイバーシティ」とか「インクルージョン」という言葉を聞きます。もともとは、マイノリティーの人や女性の積極的な雇用や登用など、社会活動への積極的な参加を促すという意味で使われていたようですが、多様な働き方の認知という考えを越えて、

人権という観点から個々人の違いを尊重し認めあい、協働して社会を構成していくという考えとして捉えなおすことができると思います。障害のある人にとっても、社会を構成する一員として自らができる役割を果たしていくこと、またその環境を社会が作っていくことにより、その社会がより活力のあるものとなっていきます。そして大学にあっては、障害のある学生が健常者と同様に同じキャンパスで学び、社会に巣立っていき、社会活動に広く参加していくことが期待されています。

平成24年にロンドンでのオリンピックと並んで開かれたパラリンピック第14回大会は、競技者と観客とが一体となってスポーツを楽しむ姿が全世界の人に感動を与えるものでした。また、4年後の平成28年9月には、リオデジャネイロで開かれたパラリンピック大会において障害のある人たちが色々な競技で力を競っていましたが、障害があることで人生を切り開いていくことが阻害されるのではなく、周囲の理解、ちょっとした配慮や協力により、スポーツを楽しみ自らの目標をより高いものへと掲げていけること、豊かに暮らしていけることが示されました。まだまだその道は険しいものがあると思われませんが、多様な形での共生社会の実現が世界的にも進んでいくと思います。

群馬県は、県内の市町村を含め広く手話言語条例を制定した県であり、聴覚障害のある児童・生徒・学生に対して様々な支援が行われています。その一翼を群馬大学も担っておりますが、今回、日本財団のご支援を受け、群馬県との共同事業としてスタートした本事業を通して、より充実した障害者への支援体制の構築をめざしていきたいと考えております。また、この事業が、群馬県内の地域のつながり、地域の活力をより一層豊かなものとしていくものであると確信しております。



●表紙デザイン

ことばソムリエ かえで (川端伸哉)

雅号は溪楓。師範助教授。

群馬から「手話力(しゅわちから)」を発信し、全国に広げていこうという想いを込めて作成した。

「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」事業パンフレット  
2018年12月発行

## 国立大学法人 群馬大学

### 手話サポーター養成プロジェクト室

〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町4丁目2番地

<http://sign.hess.gunma-u.ac.jp/>

TEL 027-220-7157(直通) FAX 027-220-7390

MAIL [SLSDP@jimu.gunma-u.ac.jp](mailto:SLSDP@jimu.gunma-u.ac.jp)

